
第 4 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 日)

令和 8 年 6 月 19 日 (金曜日)

議 事 日 程

令和 8 年 6 月 19 日 午前 10 時開議

- 日程第 1 議案第 66 号 大山町風力発電事業基金条例を廃止する条例について
- 日程第 2 議案第 67 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 68 号 予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第 4 議案第 69 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 5 議案第 70 号 大山町新高田辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 6 議案第 74 号 令和 8 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7 議案第 75 号 令和 8 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 76 号 令和 8 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 9 議案第 77 号 令和 8 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 78 号 令和 8 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 議案第 79 号 令和 8 年度大山町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 80 号 令和 8 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 議案第 81 号 令和 8 年度大山町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 14 議案第 82 号 令和 8 年度大山町温泉事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 議案第 83 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 16 議案第 84 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 17 議案第 85 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 18 議案第 86 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 19 議案第 87 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 20 議案第 88 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 21 議案第 89 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 22 議案第 90 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 23 議案第 91 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 24 議案第 92 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
- 日程第 25 議案第 93 号 大山町農業委員会農業委員の任命について

- 日程第 26 議案第 94 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
日程第 27 議案第 95 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
日程第 28 議案第 96 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
日程第 29 議案第 97 号 大山町農業委員会農業委員の任命について
日程第 30 請願第 3 号 非核 3 原則の堅持を求める意見書を貴議会から提出するよう求める請願
日程第 31 請願第 4 号 御来屋地区における地域のにぎわい創出につながる環境整備に関する請願
日程第 32 陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情
日程第 33 発議案第 1 号 非核 3 原則の堅持を求める意見書の提出について
日程第 34 発議案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 35 決議案第 1 号 ふれあい児童館の運営方針の検証を求める決議の提出について
日程第 36 議員派遣について
日程第 37 閉会中の継続調査について（総務経済常任委員会 所管事務調査）
日程第 38 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
日程第 39 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）
日程第 40 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番	浅 田 龍太郎	2 番	小 林 直 哉
3 番	近 藤 隆 博	4 番	京 力 久 子
5 番	西 本 憲 人	7 番	島 田 一 恵
8 番	加 藤 紀 之	9 番	池 田 幸 恵
10 番	大 原 広 巳	11 番	米 本 隆 記
12 番	大 森 正 治	13 番	杉 谷 洋 一
14 番	近 藤 大 介	15 番	野 口 俊 明
16 番	吉 原 美智恵		

欠席議員（なし）

欠員（1 名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 ……………野 間 光 書記 ……………圓 田 元 気

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀 教育長 ……………坂 下 裕 一
副町長 ……………山 根 篤 大 教育次長……………浦 木 美 穂
自治財政統括監兼総務課長……………金 田 茂 之
企画産業統括監……………深 田 智 子 幼児・学校教育課長 ……井 上 龍
財務課長 ……………前 田 智加子 幼児・学校教育課参事…鷺 見 勇 樹
まちづくり課長……………池 山 大 司 商工観光課長 ……………源 光 靖
農林水産課長……………桑 本 英 治 建設課長 ……………坂 田 秀 樹
保健福祉統括監兼総合福祉課長 ……………田 中 真 弓
こども課長 ……………末 次 四 郎 農業委員会事務局 ……徳 永 貴

午前10時開議

開議宣告

○議長（吉原 美智恵君） みなさん、おはようございます。

6月定例会もいよいよ最終日となりました。

ただいまの出席議員は 15 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、日程第 1、議案第 66 号から日程第 12、議案第 80 号までは、提案理由と質疑が終わっていますので、本日は討論・採決を行ないます。

また、日程第 13、議案第 81 号から日程第 29、議案第 97 号までは追加議案ですので、提案理由の説明から採決まで行います。

日程第 1 議案第 66 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 1、議案第 66 号 大山町風力発電事業基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 66 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 67 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 2、議案第 67 号 大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 67 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 68 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 3、議案第 68 号 予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 68 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 69 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 4、議案第 69 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 69 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 70 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 5、議案第 70 号 大山町新高田辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 70 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 74 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 6、議案第 74 号 令和 8 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 74 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 75 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 7、議案第 75 号 令和 8 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 75 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 76 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 8、議案第 76 号 令和 8 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 76 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 77 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 9、議案第 77 号 令和 8 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 77 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 78 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 10、議案第 78 号 令和 8 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 78 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 78 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 79 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 11、議案第 79 号 令和 8 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 79 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 79 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 80 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 12、議案第 80 号 令和 8 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 80 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 81 号 と 日程第 14 議案第 82 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 13、議案第 81 号 令和 8 年度大山町一般会計補正予

算（第 3 号）と日程第 14、議案第 82 号 令和 8 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）の計 2 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは、提案理由の説明をいたします。

議案第 81 号 令和 8 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）については、既定の予算に 4,141 万 6,000 円を追加し、総額を 128 億 3,901 万 7,000 円とするもので、早急に対応が必要な中山小学校会議室のエアコン更新工事、各施設の緊急修繕のほか、定住促進住宅整備事業委託費のうち、物価高騰の影響による建築工事費の増額などです。

続きまして、議案第 82 号 令和 8 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）については、燃料費増加分に伴う指定管理委託料追加の補正を行うもので、既定の予算に 180 万円を追加し、予算総額を 1,174 万 9,000 円とするものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

（日程第 13）議案第 81 号

○議長（吉原 美智恵君） ただいま 2 件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと 質疑、討論、採決を 1 件ずつ行います

これから議案第 81 号 令和 8 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 議長、I 番。

○議長（吉原 美智恵君） 1 番 浅田議員。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） ちょっと事前通告してないんですけども、教えてください。

5 ページ、40 款土木費住宅費についてです。今回は建物物価調査会の建築費指数を用いて契約変更額を算定してるんですけども、町としてこの契約変更額の妥当性をどのように確認したのか。また、本事業の実際の工事費上昇状況について事業者からどのような確認を行ったのかお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） はい。竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えをさせていただきます。

○建設課長（坂田 秀樹君） 議長、建設課長。

○議長（吉原 美智恵君） 坂田建設課長。

○建設課長（坂田 秀樹君） 今回の 3,500 万の要求額の内容なんですけども、工事費の変更は、国土交通省の全体スライド条項、マニュアルに沿って金額を算出しております。で、住宅建築ですので、1 つずつの物価の単品をチェックするのは困難ですので、全体の金額、残工事に対して物価上昇率をかけて算出しております。で、物価上昇率が 5.5

パーセントありましたので、受注者が騒音に負担する 1.5 パーセントを差し引いた 4.0 パーセントを残工事費に掛け合わせまして、今回の金額を算出しております。

で、事業者の方からは、この物価スライド条項を用いて協議書を出していただいているので、それに沿って、残工事に対して全体をかけるということで変更の方を検討しております。以上です。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 了解しました。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 議長、8 番。

○議長（吉原 美智恵君） 8 番 加藤議員。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 中山小学校のエアコンの件ですけれども、これから暑い時期を迎えるんですけども、だいたいその更新ができそうなタイミングっていうのが、暑い時期に間に合いそうですか。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（吉原 美智恵君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） はい。今ここ会議室なので、毎日使っていることじゃないんですが、教室に入れないう等が来たりしております。で、早い時期に交換したいと考えておりまして、ちょっといろんな方法を今検討中でございます。できたらもう 7 月中には設置はしたいというふうには考えております。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 他に。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長、5 番。

○議長（吉原 美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） はい。35 款商工費、今回大山の火の神岳温泉の足湯の故障の修理ってあるんですけど、これは町の施設であってるんですかね。確認させてください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原 美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。当該施設は町の施設でございます。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） これ、場所は離れてるんですけど、温泉施設の一環として温泉特別会計の中に入れなくて一般会計でやっているのはなぜなのでしょう。教えてください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原 美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。こちらですが、施設については町の方で整備したものでございます。これについて、運営については地元の自治会の方に運営をお願いし

ているという状況でございます。で、そのお湯につきましては、豪円湯院の方から引っ張ってきているという状況でございます、温泉特別会計の会計運営に当たる内容ではないという判断からこのような形を取っております。

○議員（5 番 西本 憲人君） 了解しました。

○議長（吉原 美智恵君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 81 号を採決します。お諮りします。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 81 号は原案の通り可決されました。

（日程第 14）議案第 82 号

○議長（吉原 美智恵君） これから議案第 82 号 令和 8 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 82 号を採決します。お諮りします。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 82 号は原案の通り可決されました。

○議長（吉原 美智恵君） 暫時休憩します。

午前 10 時 16 分休憩

午前 10 時 17 分再開

日程第 15 議案第 83 号 ～ 日程第 29 議案第 97 号

○議長（吉原 美智恵君） 再開します。

日程第 15、議案第 83 号 大山町農業委員会農業委員の任命についてから、日程第 29、議案第 97 号 大山町農業委員会農業委員の任命についてまで、計 15 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 続きまして提案理由の説明をいたします。

議案第 83 号から 97 号 大山町農業委員会農業委員の任命については、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任命をいたしますのは、お手元の資料の 15 名です。15 名とも人格・見識とも農業委員に適任と考えるので、任命にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日までの 3 年間であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉原 美智恵君） ただいま 15 件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと質疑、討論、採決を 1 件ずつ行います。

（日程第 15）議案第 83 号

○議長（吉原 美智恵君） これから議案第 83 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 83 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 83 号は、同意することに決定しました。

（日程第 16）議案第 84 号

○議長（吉原 美智恵君） 議案第 84 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 84 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 84 号は、同意することに決定しました。

（日程第 17）議案第 85 号

○議長（吉原 美智恵君） 議案第 85 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 85 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 85 号は、同意することに決定しました。

（日程第 18）議案第 86 号

○議長（吉原 美智恵君） 議案第 86 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 86 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 86 号は、同意することに決定しました。

(日程第 19) 議案第 87 号

○議長(吉原 美智恵君) 議案第 87 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原 美智恵君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 87 号を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(吉原 美智恵君) 起立多数です。
したがって、議案第 87 号は、同意することに決定しました。

(日程第 20) 議案第 88 号

○議長(吉原 美智恵君) 議案第 88 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原 美智恵君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 88 号を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(吉原 美智恵君) 起立多数です。
したがって、議案第 88 号は、同意することに決定しました。

(日程第 21) 議案第 89 号

○議長(吉原 美智恵君) 議案第 89 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 89 号は、同意することに決定しました。

（日程第 22）議案第 90 号

○議長（吉原 美智恵君） 議案第 90 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 90 号は、同意することに決定しました。

（日程第 23）議案第 91 号

○議長（吉原 美智恵君） 議案第 91 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 91 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 91 号は、同意することに決定しました。

(日程第 24) 議案第 92 号

○議長(吉原 美智恵君) 議案第 92 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原 美智恵君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 92 号を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(吉原 美智恵君) 起立多数です。
したがって、議案第 92 号は、同意することに決定しました。

(日程第 25) 議案第 93 号

○議長(吉原 美智恵君) 議案第 93 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原 美智恵君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 93 号を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(吉原 美智恵君) 起立多数です。
したがって、議案第 93 号は、同意することに決定しました。

(日程第 26) 議案第 94 号

○議長(吉原 美智恵君) 議案第 94 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 94 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 94 号は、同意することに決定しました。

（日程第 27）議案第 95 号

○議長（吉原 美智恵君） 議案第 95 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 95 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 95 号は、同意することに決定しました。

（日程第 28）議案第 96 号

○議長（吉原 美智恵君） 議案第 96 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての
質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 96 号を採決します。お諮りします。

本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 96 号は、同意することに決定しました。

(日程第 29) 議案第 97 号

○議長(吉原 美智恵君) 議案第 97 号 大山町農業委員会農業委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原 美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原 美智恵君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 97 号を採決します。お諮りします。
本案は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(吉原 美智恵君) 起立多数です。
したがって、議案第 97 号は、同意することに決定しました。

○議長(吉原 美智恵君) ここで暫時休憩をします。

午前 10 時 27 分 休憩

午前 10 時 29 分 再開

日程第 30 請願第 3 号～日程第 31 請願第 4 号

○議長(吉原 美智恵君) 再開します。

日程第 30、請願第 3 号 非核 3 原則の堅持を求める意見書を貴議会から提出するよう求める請願と、日程第 31、請願第 4 号 御来屋地区における地域のにぎわい創出につながる環境整備に関する請願を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務経済常任委員長、西本憲人議員。

○総務経済常任委員長(西本 憲人君) それでは、総務経済常任委員会に付託された請願 2 件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

請願第 3 号 「非核 3 原則の堅持を求める意見書を議会から提出するよう求める請願、審査結果は採択です

委員会の意見ですが、採択の意見として、被爆国として非核 3 原則を守る姿勢を示すべきである。また、核保有による周辺国との関係悪化も懸念されるため、戦略的曖昧の継続が望ましい。ただし、安全保障上の議論は必要である。

不採択の意見として、現在の安全保障環境において、非核 3 原則のままでは日本を守るのは難しく、特に持ち込ませずは見直すべきである。それによって日米同盟強化や周

辺国への抑止力にもつながる。

採決の結果、採択 5、不採択 2 で採択と決しました。

次に、請願第 4 号 御来屋地区における地域のにぎわい創出につながる環境整備に関する請願、審査結果は採択です。

委員会の意見ですが、採択の意見として、空き家が増えている御来屋地区で、空き家活用や海の拠点整備と連動し、地域の声を汲み取ることに意義があります。また、調査の検討に対して、所管課としても反対意見が挙がりません。

不採択の意見として、地域内の議論が不足しており、既存の空き家活用創業支援制度など補助金の活用を先に検討すべきである。

採決の結果、採択 5、不採択 2 で採択と決しました。以上で報告終わります。

（日程第 31）請願第 3 号

○議長（吉原 美智恵君） これから、請願第 3 号 非核 3 原則の堅持を求める意見書を貴議会から提出するよう求める請願について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議員（11 番 米本 隆記君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） この請願に対する委員長報告は採択ですので、この委員長報告に反対者の発言を許します。

○議員（11 番 米本 隆記君） 議長、11 番。

○議長（吉原 美智恵君） 11 番 米本議員。

○議員（11 番 米本 隆記君） 私は、この請願について反対の立場で討論をさせていただきます。

今、日本の周辺国では、核を保有する国が 3 つほどあります。で、その国が本当に日本に対しての脅威になってないかと言いますと、すごく脅威になっています。

1 つ例を挙げます。尖閣諸島で今いろいろと他国との紛争的なトラブルが発生しております。まず、ここについてですけども、他国の方、尖閣諸島は自国だということで、アピールしてますし、日本の海上保安部は自国の領土だということでアピールしてます。お互いにアピールし合って、他国が望むのはそこがグレーになることを望んでおります。そういったことで、領土間の問題が 1 番問題になってきます。

そしてもう 1 つが台湾有事です。台湾有事の時に日本が本当に攻撃を受けないという保証はどこにもありません。

この非核 3 原則というのは作らず、持たず、持ち込ませずですけども、日本は唯一の

被爆国として、まず持たず、作らずは堅持するでしょう。ただ、日米同盟というこの強い絆について、アメリカが日本を防衛するために持ち込む、そしてそれをアメリカの武器として堅持する、これは認めてもいいではないかというふうに私は思っております。

そういった立場から、私はこの非核 3 原則につきましては反対の立場を表明いたします。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、この請願に対して賛成者の発言を許します。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長、12 番。

○議長（吉原 美智恵君） 12 番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） 私は、この非核 3 原則の堅持を求める意見書を貴議会から提出するよう求める請願に賛成の討論をいたします。

81 年前、広島、長崎の市民は、たった 1 発の核兵器で、それぞれ 20 万人、10 万人とも言われる命を奪われ、そして今なお被爆者の人たちを苦しめています。戦争の結果として核兵器が使用され、大きな犠牲を被ることになりました。核兵器の恐ろしさ、悲惨さについて、世界の誰よりも我々日本人は唯一の戦争被爆国の国民としてよく知っています。

だからこそ、その教訓として、戦後の日本は 2 度と戦争はしないことを誓い、核兵器はなくすべきだと世界の先頭に立って訴えてきたわけです。そして、1971 年、核兵器は持たず、作らず、持ち込ませずという非核 3 原則が国会で決議され、日本の国是として歴代政権に引き継がれてきています。この非核 3 原則は、平和国家日本の証の 1 つとして大切にされてきました。

ところが今、周辺国の安全保障環境の厳しさを口実にして、先ほど米本議員が語る述べられましたが、その厳しさを口実にして、非核 3 原則が揺らぐ事態になっています。政権与党内から非核 3 原則のうちの持ち込ませずを見直すべきだとの提言がされたと最近の報道がありました。

これを許したら、次はおそらく持たず、作らずの見直しの声がやがて挙がってくるでしょう。そうなれば、日本の平和国家としての世界からの信頼は崩れ、国益を損なう重大な事態にもなりかねません。抑止力の効果があるから核兵器の持ち込ませずは見直すべきだという意見が、先ほどもありました、現にあります。それはむしろ戦争を呼び込むことになり、逆効果になりかねません。そして、何よりも、抑止力論の立場をとれば、どこの国も核兵器を持って国を守ることになり、それこそ世界中の人々は核兵器による脅しと恐怖の中での生活を強いられることになります。

だからこそ、被爆者の人たちが訴えているように、核兵器と人類は共存できない、核兵器は早く廃絶すべきだ、そういうものなのです。被爆者の方々は年々減少してきています。それでも、昨年 7 月現在、鳥取県内に 115 人、我が大山町にも 5 人いらっしゃるそうです。被爆者の方々の悲願である核兵器廃絶を目指すためにも、政権与党には非核

3原則を守らせなければなりません。そして、我が大山町議会も、2005年、平成17年に核兵器廃絶平和のまち宣言に関する決議を挙げています。

合併直後ですから、当時の議員であられました吉原議長とか野口議員、そして近藤大介議員、この決議に立ち会われていらっしゃると思います。

どうか議員の皆さん、唯一の戦争被爆国である日本が非核3原則を堅持して平和国家としての世界からの信頼を得続けるために、本請願に賛同いただきますよう、紹介議員としても強くお願いいたします。以上、賛成討論とします。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、委員長報告に対して反対者の発言を許します。

○議員（10番 大原 広巳君） 議長、10番。

○議長（吉原 美智恵君） 10番 大原議員。

○議員（10番 大原 広巳君） はい。そうしますと、反対の立場で討論したいと思います。

先ほど大森議員が平和宣言の話、20年前の話をされたわけですが、どうでしょう、この20年でどれだけ日本の周辺状況が変わったのでしょうか。21世紀に入って、米ソの冷戦が終わってですね、核兵器廃絶、もちろん日本の国是でこれからも進めていかなくてはならないと基本的には思っています。思っていますが、北朝鮮が核ミサイルを日本に、日本を超える形で何回も打ち込んでいます。それから、中国が防衛費をどんどん拡大してですね、それも透明性のない形で軍事補強をしています。

日本はですね、オーストラリア、オセアニアの関係、あるいは東南アジアの方の関係とですね、核のことばかりではないですけども、防衛のことで軍事協力を結んでいます。これは私の考えですけども、10年後にはですね、今度はインドが中国に代わってアジアの中心になるんじゃないかなというふうに経済的には思っています。インドは核兵器を保有しています。このまま今の外交政策でですね、もちろん作るとかも、持たないとか作らない、持たないという基本原則は保持した上ででもですね、やはり周辺の諸国と連携するためには、日本は全く日本周辺には核の配備はしませんということが前提で今後も外交をやるというのは、僕は無理だというふうに思っています。

今回出された請願は、持ち込ませずというところをこれからも変えないということが前提の請願です。ここはですね、言い方悪いですけども、二枚舌みたいな言い方にはなりませんけども、過去を持ち込ませないというところは、あくまでグレーゾーンでこれからも外交していかなくちゃいけないのかなというふうに個人的には思います。

その面でですね。やはり持ち込ませずという切り口の議論をこれからも封じてしまうということには賛成できません。グレーゾーンもいろんなゾーンがあります。軍事的なことは1から10まで公表する必要はないというふうに思います。まあ、今の時点でも日本海や太平洋に原子力潜水艦は動いてます。それがどこの国の潜水艦で核兵器を積んでるか積んでないか、そういうことは公表をしなくても、皆さんそれは通ってることが

分かって、それが抑止力に現実つながっていると思います。

大森さんの気持ちは分かりますけども、やはり現実の、あるいは今後の外交のあり方を考えるときに、やはりこの議論は持ち込ませずという、議論の定義はですね、テーブルの上に乗せて議論をしていただきたいなというふうに思います。

以上で反対の討論とします。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、請願第3号は、採択とすることに決定しました。

日程第31 請願第4号

○議長（吉原 美智恵君） これから請願第4号 御来屋地区における地域のにぎわい創出につながる環境整備に関する請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（8番 加藤 紀之君） 議長、8番。

○議長（吉原 美智恵君） 8番 加藤議員。

○議員（8番 加藤 紀之君） ちょっとお尋ねします。この請願提出者というんですね、からお話を聞いた中では、具体的には環境整備というのはトイレのことではないというような説明を受けられたようですけれども、では、環境整備とは一体どういったことなのか、具体的に何か説明があったのでしょうか。

それから、環境整備で起業が起きているような事例等は委員会として調査をされたのでしょうか。例えばそういう地域があるだとか、そういうようなことを調査されたりとか、お話として聞かれたことがあるのでしょうか。

もう1点、請願の書面には、しっかりとその一環として公共トイレ整備の必要性について調査検討すること、これが請願事項にしっかりと書かれているわけです。一方で、口頭ではトイレではないと、先ほども申し上げましたとおり、そのような説明を受けて、

あ、トイレでないならということで賛成をされた委員さんがあるというふうに聞いています。

委員長としてちょっと個人的にお答えいただきたいんですけども、もし採択となった場合はですね、この請願が採択になった場合に、行政側には意見書等が渡されるわけではありませので、この書面を見て行政側は判断もされるでしょうし、当然この書面に基づいて議会から提言等がなされるんだと思うんですけども、これって趣旨採択じゃないですか。大山町議会には採択か不採択しかありませんよね。どうお考えでしょうか。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 5 番 西本議員。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） ごめんなさい、ちょっと先に言っときますけど、2 つ目がちょっと聞き取れなかったんで、ごめんなさい、後で答弁漏れになると思いますんで聞き直してください。いくつか答弁漏れすると思うんで聞き直してください。

請願書にトイレって書いてあるじゃないかと。ただ、審査の段階でトイレじゃないってことが提出者から説明があったんですよっていう話なんですけどそのとおりです。

今回、請願が出てきた時点で、紹介議員である島田議員、この場におられますけれど、ちょうど3月かな、3月の一般質問でトイレのこともやったので、やっぱりそれとイメージが一致してトイレだっていうふうに私自身も感じましたし、多くの方がそういうふうに思われたと思います。

ただ、提出者の方を呼んでヒアリングさせてもらった際には、トイレは違いますっていう話じゃなくて、トイレは一例ですっていう正確な言葉で言ったらそういう説明がありました。で、紹介議員の方にも同じような発言がありましたので、だから絶対何が何でもトイレっていうわけではないんですよっていうような認識を委員会の皆さんがしたと思っています。

で、2 番目は、分かりませんが、個人的にっていうことで、これ仮に通った場合に、じゃ、どうするんですかっていう話だったり、その趣旨採択、条件付き採択とかっていうのが他の議会ではありますけど、おっしゃるとおり大山町の議会では趣旨採択という制度を設けてません。他にもですね、他の委員さんから委員会中じゃなくて休憩時間中ですけど、継続審査の声も出ました。特にそれを止めるわけでも進めるわけでもなかったんですけど、そういった声が追加追加で委員会中にあれば、もちろんそれに対して議論が起こったんでしょうけど、委員会中にはその話までは出なかったんで、特に私からも趣旨採択もそういった継続審議の話も出していません。

それで、とりあえず答弁漏れのところをお願いします。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 8 番 加藤議員。

○議員（8 番 加藤 紀之君） はい。環境整備が、トイレは一例ですっていうことですが、けれども、それ以外に具体的に何か、トイレ以外でほんとに環境整備として求められるもの等の具体例を聞かれましたでしょうかというのが 1 つ答弁漏れです。

それとですね、環境整備のおかげで起業が起こった、そういう事例や場所等を委員会で調査等されたでしょうかというのかも 1 点。極端なこと言えばですよ、公衆トイレが作られたことで、そこに起業が起きたのか、その近くにですね、そういう事例があるのかどうかというのをちょっと調査されたかなっていうところを教えてください。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 5 番 西本議員。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） 2 つ答弁漏れがあったと思います。すいません。

環境整備の具体例で、トイレ、それ以外の環境整備のことは検討したのかってことだったんですけど、加藤議員が言われるように、なぜトイレっていう言葉が書いてあるのってことだったんですけど、その辺は割と細かめに説明がありました。

起業する際にですね、御来屋地区っていうのは、割とその下水とかそういったものが整備されてない傾向が多くて、本来、起業家が事業を新しく営む場合には、自分でそのインフラを整備するのが当然だと思います。自分の商売は自分で整備するのが当然だと思います。

ただ、御来屋地区で、週末起業であったり、フルにそこに全部振るわけじゃなくて、スタートアップとして、ちょっと起業体験ていうかそのミニマムな起業をする方たちにとって、例えばトイレっていうのがすごく、なんて言うんですかね、起業のする際の施設整備に結構お金かかりますよねと。例えば具体例で 200 万ぐらいかかったことがありますよというようなことが話としてありました。

じゃあ、本気で起業する人はもちろん整備すればいいですし、そうじゃない人っていうのはやっぱり手が出にくい。そもそも起業ってそういうもんだよねとさえも言えるようなもんなんでしょうけれど、そのミニマムの起業したいというような声があるようなので、そういう人には確かにトイレっていうのは役に立つかもしれませんねっていうような話が委員会内ではありました。

そこはなんか委員さんたちも一定の納得はしてたんじゃないかなと思いますけれど、ただ、ミニマムな起業を支援する地域として選定するかどうかはまた別の問題だと思うんで、それは今後、執行部であったり我々議会とかっていうのも、それにしっかり適した場所かどうかっていうのは調査検討が必要かなとは思ってます。

で、ちょっと話逸れましたけど、それ以外の環境整備のものっていうのは、例えばですけど、これちょっと委員会内だったかその後だったかちょっと分かりませんが、トイレっていう話でもそうですし、そもそもじゃあ下水の整備っていうのももちろん環境インフラの町が行う整備の 1 つだよっていうような話も確か出てたと思います。出て

たっていうことで、他の議員の皆さんから。他の話も出てたんですけど、ちょっと私が全部が今覚えてないかもしれないんで、どうしてもってことがあったら補足お願いします。

で、もう1つはですね、環境整備のおかげで起業が起こった場所があるのかっていうことなんですけど、私が全部町内の状況を把握していませんし、そういったことを徹底的に調査したわけではないんですけど、おそらく企業誘致とかの案件とかも、行政とかが主体になって環境整備をしたことにより企業が誘致されて、そこで起業が起こったり、事業が始まったり、企業誘致が行われたっていうことがあったりすると思いますので、町全体で言ったら、おそらくそういう案件はたくさんあるのかなっていうふうには感じています。今回、特にそういうところには調査はしていません。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 他に質疑ありませんか。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長、12 番。

○議長（吉原 美智恵君） 12 番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） 先ほどから、公共トイレの整備については1つの例としてですから大きな問題ではないっておっしゃいましたが、ちょっとよく分からないんです、私。請願事項には、環境整備について検討し、その一環として公共トイレ整備の必要性についても調査検討するというふうにあるので、やっぱりこれもメインの請願項目かなっていうふうに考えるんですが、その点のちょっと矛盾と、今の答弁の矛盾と、それから、この公共トイレということに関してならば、先ほどもちょっと出ましたが、島田議員の方から3月議会でしたか、一般質問の中でありまして、このことが、町長答弁はこれに否定的な答弁、回答があったというふうに思いますが、その辺との整合性については委員会の方で議論がなされたのでしょうか。あったとすればどのような意見が交わされたのでしょうか、お聞きします。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 5 番 西本議員、

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） ちょっとだけ、大森議員が言われたことが1つの例だから、トイレは大きな問題ではないっていうようなことを多分今言葉として発せられたんですけど、そうではないです。トイレは一例ですっていうことで説明をいただいだけで、別にトイレを問題視してないわけじゃないっていうことをご理解ください。

具体的な例として、例えばトイレで困ってる例とかっていうのは挙げられたので、トイレは検討が必要だと思います。ただ、トイレを作ってくださいっていう請願ではないんですよっていうことはご理解していただければなと思います。

仮にこれが最初からトイレを作ってくださいっていうふうに決め打ちの請願であったら、おそらく今言われたように3月の一般質問の件もありますし、おそらく今回、執行部からの建設課であったり、そういったいろんな課からの説明も、おそらくいやこれは

もう否決してくださいってというような、不採択にしてくださいってというような回答だったのかなと思います。あくまでもそれを一例と出されたってということなので、今回は我々議会運営委員会でも付託したわけですし、委員会としても調査した結果、採択になったというようなことです。

ちょっと伝わりにくいかもしれないんですけど、そういうふうにご理解いただければなと思います。

○議長（吉原 美智恵君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 議長、8 番。

○議長（吉原 美智恵君） 請願に対する委員長報告は採択ですので、反対者の発言を許します。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 8 番 加藤議員。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 本請願に反対の立場で討論をしたいと思います。

最初にですね、今、現状の御来屋地域についてお話をさせていただきたいと思います。

かつては町内随一の商業地区だった御来屋、最盛期には 300 軒前後の店舗、商店が軒を連ねていましたけれども、時代の変遷とともに現在は 20 軒前後へと大きく減少し、もはや商業の町という認識ではなく、県内有数の漁師町、もしくは海沿いの閑静な住宅街というのが現実、実情でございます。

そんな住宅街の御来屋には多くの空き家、空き店舗が存在するイメージではありますが、2019 年から 2020 年にかけて行われた米子高専の大規模調査、それから地域自主組織有志による聞き取り調査、合わせて私自身の住民さん等への聞き取り調査、その結果ですね、ほとんどの物件が帰省等で年に数回利用されたりとか、仏壇等があって貸せる状態にないだとか、それからもうそもそも売る気がない、貸す気がないだとか、中にはですね、結構あるのが相続人がおられないという相続放棄をされたような物件だとかも合わせて言うと、もう既に使える状態ではない、もう雨漏りだらけだとか下手すると倒壊するだとか、そういった物件がほとんどで、御来屋の街道沿いには多いように見えますけれども、現在、解体等が、除却等が進んで、40 軒前後しか空き家と言われるものはありません。

そんな中でも、実際利活用可能な物件というのがほんとにない状況です。これを裏付ける事例として、県漁協御来屋支所は過去数年間で 4 名の漁業研修生を受け入れていますが、彼らの住居として御来屋街道内の空き家を大規模に探したわけですが、見つけることができず、1 名はなんとか漁港のところにある町のアパートの方に入

ることができましたけれども、残りの3名は、旧町でいうと旧大山町に2名、旧名和町地内ですけれども、御来屋よりもかなり上というか坪田、新坪の辺りに1名、計3名が御来屋地内に空き家を確保することができず、そういった実態がございます。

で、現在でも地内に適切な空き家があれば、仕事の関係上もですね、便利ですので、そこに引っ越してきたいという声があるけれども、相変わらずなかなか提供をすることができないというのが裏付ける事例としてあります。

そんな御来屋の住民の多くがにぎわいを求めていることは間違いないというふうに感じますし、これは大山町どこの地域に行っても同じことだろうと思っています。そんな御来屋住民の多くは、地域とともに暮らす住民を求めており、この地に根付いて暮らしてもらえるわけでもない週末起業や数十年前の数百件のお店が軒を連ねる状況を望んでいるわけではありません。むしろ、住宅街という特性上、素性の分からない人や見かけない人が地域に出入りすることを不安視される方も多数あります。

さて、本請願は、御来屋地区に限定し、空き家活用や小規模企業を支える環境整備を検討し、その一環として公共トイレ整備の必要性について調査検討を願うものでございます。このことは請願書に明記されています。私は、問題点がいくつかあるというふうに考えます。

まず1点目ですけれども、地域住民の声を無視している点。それから、空き家は公共財ではなく個人の財産であるという認識に欠ける点。合わせて、規模を問わず起業を志すものの心構えとして欠ける点。最後に、議員側の本町議会では趣旨採択は行わないというルールを軽視する点。この4つについて少しお話をさせていただきたいと思います。

まず1つ目の問題点、地域住民の声を聞かず、議会が地域にとって重要な問題を独断で判断し決定することには、御来屋住民の一人として断固として反対したいと思います。請願事項にあるような調査も検討も現段階では必要ありませんし、必要であれば御来屋住民が連名で請願なり陳情なりを行いたいと考えています。

2つ目の問題点です。空き家の利活用といえは聞こえは良いですけれども、そもそも空き家に限らない不動産の管理というのは所有者の責務でございます。その所有者の意向上、御来屋地内では利活用できる物件がほぼないことは前述したとおりでございます。

また、ここではお話しませんが、先日の全員協議会でもその詳細についてはご説明差し上げました。その点からも調査検討の必要はありません。

3つ目ですけれども、起業を志すものの心構えですけれども、そもそも起業とは入念な準備のもとに行うもので、例えば現在用意されているような補助金や支援制度以外をあてにしてまで行うものなのではないでしょうか。

私は甚だ疑問に感じています。

この近年、大山町内でも多くの新規企業を目にしますけれども、彼ら彼女らは、自身の夢を実現すべく、資金面や事業計画面でしっかりとした準備を行い、必要であればで

すね、金融機関等から借り入れ等を行って、ご自身の手で環境整備を行い開業されています。その環境整備を行政に頼るのはお門違いではないでしょうか。公共トイレを一例に挙げておられますけれども、そういった環境面をあてにするのであれば、既存の公共トイレや必要な環境が整備された地域で起業されれば良いだけです。

4つ目の問題点、これは議員の皆様に関心したいと思います。書面に明記された内容をしっかりと判断するのが請願や陳情の審査だと思っております。今回、書面に明記された内容ではなく、口頭で説明された内容に基づいて賛否を判断するのは、請願の意義から大きく逸脱することは明白だというふうに私自身は感じております。口頭での説明では、その場その場でどうしても脚色が可能です。例えば、先日の委員会で、いや、トイレは一例ですというふうにおっしゃったかもしれません。

しかしながら、本請願が採択された暁には、いやいやいや、ここに書いてあるじゃないですかという言い分も通りますよね。そういった意味でも・・・失礼しました、ちょっと待ってください。口頭での説明では、その場その場ではどうしても脚色可能ですので、今回も明記されている公共トイレの話ではないと説明をなさったようですけれども、そうであるならば、しっかりと請願書に明記されている公共トイレという部分を削除してから再度請願されるべきでしょう。

トイレ整備の実現性は、3月定例会の町長答弁からして、実現性という意味では本当に限りなく低いというか、もうほぼ不可能だというふうに私は思っていますし、現状、御来屋地内には公共トイレと呼ばれるものが2か所ございますし、それに準ずるものとして、さらにお魚センターや漁村センターと2か所ございます。4か所もあってね、もう住民さんからしたらなんでこんなトイレ多いの、みたいな話もあるわけですよ。

この点では本請願に賛成しかねますし、そこを除けば、例えばおおむね賛成というのは趣旨採択ではないかということを私、質疑の中でも述べましたが、そういった内容であれば、本町議会ではもう不採択とするしかないというのがルールでございます。

最後にですね、私の討論を聞いて賛否を迷っていた方、それから賛成したけれども、なるほどおっしゃるとおりだなと思われた方へ、考えを改めたり判断を修正することは恥ずべきことではありません。むしろ、賢明な判断で社会的経験を多く積んだ議員の皆さんが、今回の請願を不採択とすることで当事者たちの孤立を防いであげる、そういった責務があるんだと私は思っています。

どうか私の反対討論を参考にさせていただいて、良識ある決断をお願いしたいと思っています。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、賛成者の発言を許します。

○議員（7番 島田 一恵君） 議長、7番。

○議長（吉原 美智恵君） 7番 島田議員。

○議員（7番 島田 一恵君） 議長のお許しをいただきましたので、紹介議員として賛

成の立場から意見を申し上げます。

先ほどからトイレ、トイレという言葉がよく出てますが、本題に入る前に、もうあの何人かの方も言われましたが、トイレはあくまでも1つの手段であって、トイレを作ってくださいだけの請願ではありません。また、御来屋地区だけではなく、町全体の課題だと思っておりますので、それを考えてみてください。

私は御来屋で生まれ育ちました。御来屋にはかつて多くの商店が並び、人が集う賑やかな街でした。しかし、今では解体によって家が減り、町の風景が少しずつ変わっていく姿を見ると寂しさを感じます。住民の皆さんも同じ思いです。御来屋の賑わい創出と発展を願っております。

その町をこれから先も残していくためには、世代を問わず、地域で挑戦する人や地域を支える人たちを応援していくことが必要と考えます。

請願者は、御来屋地区で店舗を2軒運営しています。今では御来屋地区でもお店もできてありまして、ちょっとずつですが町内外からのお客さんも入っております。

本請願では、地域住民の切実な声であり、御来屋地区だけでなく大山町全体の活性化につながる将来への提案です。そのような場所を作り、賑わい創出、地域文化を次世代へつなぐため、住民・事業者・行政が協力し、必要な環境整備について検討することを求めるものです。

どうか本請願の趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、この委員長報告に反対者の発言を許します。

○議員（11 番 米本 隆記君） 議長、11 番。

○議長（吉原 美智恵君） 11 番 米本議員。

○議員（11 番 米本 隆記君） 私は、この請願に反対の立場で述べたいと思います。

まず最初にですね、委員長の方からトイレは一例ですってことがあったんですけど、それは聞き取りの中で委員長がトイレが必要ですから言われたから一例ですって言われただけのことであって、請願内容とは変わってないんですね。で、請願者が言われたのは、小規模起業者がトイレを整備するには高額のお金がかかるんで、それをなんとかしてもらえないかっていうのが最初に出た言葉です。私は、そういったことに対しては、商店をされる場合、空き家を改修する今補助金制度があります。まずそれを利用して自らがそういったことを立ち上げていくべき。土日に商売するから、それに伴ってトイレがそこに必要だから作ってくれということではないと思います。

そういった考え方をもちながら商売をしてもらわないと、ほんとに、長年ここで商売しようかっていうふうになりません。それをどこまでやるかって、例えば御来屋1区にそういう方がおられました、作りました、2区にありました、作りました、3区にありました、作りました、で、その方々がするところに1つずつ作るんですか。

そういったことも考えてほしいと思います。これは、こういった起業だけの問題ではありません。農業でも一緒です。私は思うんですけど、ちっちゃな農業しますよって方が機械がありません。それじゃあ、なんとかしてくださいか、購入してそれを貸し与えてください、それ認めるんですか。農業をする人もそれなりの覚悟を持って農業に取り組んでおります。そういった覚悟はなしに物事を進めようとしても物事は回ってきません。それに1つ1つ補助金を出して手当てしていたら、町の財政どうなるんですか。町の財政が大変だ大変だと言いながら、こういったことにどんどん使うんですか。よく考えてください。

そういった意味でも、私は今陳情に対しては反対をしております。皆さんもよく考えてください。認めることはみやすいんですよ。だけど、それを実行するためには、1つ1つ考えたときに予算がかかるってことをまず考えてください。本当にやる気がある人は自分で考えます。そこだと思います。以上をもちまして、私の反対討論といたします。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、この請願に対して賛成者の発言を許します。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長、14 番。

○議長（吉原 美智恵君） 14 番 近藤大介議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 私は、本請願に賛成の立場で討論をいたします。

まず申し上げたいのは、御来屋地区が、この 20 年、年々世帯が減少し、特に街道沿いでは空き家が増え子育て世帯が激減し、今では住民の 2 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者です。そういうような状況にあって、若い世代の方が御来屋地区の活性化をなんとかしたい、そういう思いで議会に請願を出してきていただいたその熱意がとても嬉しく、深く感謝するものであります。

改めて申し上げますが、この請願は公共トイレの整備そのものを求める請願ではありません。請願事項は、御来屋地区における空き家活用やスモールスタートしようと考えている小規模な事業者を支える環境整備について検討し、その一環として、公共トイレの整備の必要性について調査検討することを求めるものであります。

つまり、何らかの施設整備を決定するものではなく、地域の課題や可能性について行政に向き合うことを求める内容であります。委員会の審査では、地域内での議論が不足していることや、既存の空き家活用、創業支援の制度の活用を優先すべきとの意見も出されました。これらは重要な指摘であり、私も十分尊重すべきと考えます。

しかし一方で、御来屋地区では、空き家、空き店舗の増加が課題となっており、歴史ある町並みや漁港、あるいはお腰掛けの岩など太平記ゆかりの史跡、海辺の景観など、多くの地域資源を生かしたまちづくりの可能性も残されています。こうした中で、空き家活用や創業支援、定住促進、来訪者の受け入れ環境の整備などについて改めて検討することには非常に大きな意義があると考えます。

私は、この請願の採択は、公共トイレ建設への賛否を問うものではなく、これからの

御来屋をどうするのか、そういう議論を進めていく第1歩だと考えます。御来屋地区は、かつて商業の町として賑わい、多くの人が行き交った歴史ある地域です。人口減少が進む今だからこそ、地域に暮らす方々の思いも、また新たに挑戦しようとする方々の思いも、それぞれ大切にしながら、御来屋の未来を考えていく必要があります。そのための議論のきっかけとして、本請願に賛成をいたします。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、この請願に対する反対者の発言を許します。

次に、この請願に対して賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第4号を採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、請願第4号は、採択とすることに決定しました。

ここで休憩いたします。再開は、11時30分です

午前11時23分休憩

午前11時30分再開

日程第32 陳情第3号

○議長（吉原 美智恵君） 再開します。

日程第32、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める陳情を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務経済常任委員長 西本憲人議員。

○総務経済常任委員長（西本 憲人君） それでは、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

陳情第3号 地方財政の充実強化を求める陳情、審査結果は採択です。

委員会の意見ですが、採択の意見として、地方財政の充実には住民サービスの維持と人材確保に必要である。

不採択の意見として、給与改定に関しては、本町では人事院勧告に基づき実施されており、改めて記載するものではないという意見でした。

採決の結果、採択6、不採択1で採択と決しました。以上で報告を終わります。

○議長（吉原 美智恵君） これから、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める陳情

について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（11 番 米本 隆記君） 議長、11 番。

○議長（吉原 美智恵君） 11 番 米本議員。まず陳情に対する委員長報告は採択ですので、反対者の発言を許します。

○議員（11 番 米本 隆記君） 私は、反対の立場で討論をさせていただきます。

この陳情は、ほとんどの内容につきまして、社会保障の整備とかいうことでいいんですけども、ここに書いてある中で、6 番目と 7 番目ですね、2027 年度給与改定に十分な給与改定費等を措置すること。それと、7 番目なんですけど、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財措置を講じることということが 2 つあります。

まず第 1 に言いたいのは、大山町職員労働組合、これは公務員組織ではありません。一般の労働組合です。その労働組合が、町民の皆さんに対する要望に対して自分たちの給与を上げるということを明記すること自体がちょっと私はおかしいと思います。仮にもしこれが許されるのであれば、民間の企業を運営されている方もおられます、その従業員さんが議会に対して、社長にこれをあげてくれって要望を出された、陳情された、それ採択するんですかっていうことです。

私は、公務員の労働組合とやっぱり民間の労働組合、これは私は一緒だと思います。職員の立場ではありません。そういったところが混同されて、今までずっとこういった陳情が出てきております。

以前には、この今回の出ていました 6 番目にあたるところかな、給与改定、十分な給与改定費等を措置することということはありませんでした。こういったことについては、全国統一の労働組合の統一要求として出ておりますので、載せてあっても仕方ないです。

ただ、大山町の職員組合が出される場合には、こういったところを外してでも提出されれば、私は賛同できるかと思います。ただ、こういったことを載せられる限りは、私は賛同することはできません。以上で私の反対討論といたします。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

○議員（3 番 近藤 隆博君） 議長、3 番。

○議長（吉原 美智恵君） 3 番 近藤隆博議員。

○議員（3 番 近藤 隆博君） はい。私は賛成の立場で討論させていただきます。

ちょうど今、米本議員が言われました給与改定等を措置することというところ、あとは会計年度任用職員の処遇改善、この 2 点についてちょっとお話しさせていただこうかなと思います。

確かに、米本議員の言われるように、大山町の場合は特にですけれども、人事院勧告

での、要は給与の水準見直しがあった際には、大山町は的確に対応しておられるような状態です。

で、そこについて改めてっていう点もあるかと思いますが、給与ですね、公務員の給料というところでちょっと見ていった時に、これが改善される、処遇もひっくり返るんですけども、改善されることによって、じゃ、町民の方々にどういうプラスがあるんだろうと思った時にですね、1 点は住民へのサービスっていう点にあると思います。どういうことかと言いますと、やはり良い人材に来てほしいですね、で、良い働きをしていただきたい。そのために見合ったやはり給与っていうのは十分必要なのかなっていうところです。その働きに見合う給与を確保するためにも、こういう訴えですねっていうのは必要になってくるのかなと考えております。

もう 1 点ですね、この役場の給与っていうところなんですけれども、すべての企業がそうだとは言いませんけれども、1 つは、周辺の企業の給与水準、見直しをするときのそのベースにすることもありますんで、これが低いっていう状態だと、やはり働かれている方の給与水準っていうのもそれに左右されるっていう影響も多少はあるという点からも、この文言 2 つに関しては記載しているのが妥当かなと考えております。

以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 次に、この陳情に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 次に、この陳情に対して賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 3 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、陳情第 3 号は、採択とすることに決定しました。

日程第 33 発議案第 1 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 33、発議案第 1 号 非核 3 原則の堅持を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 総務経済常任委員会委員長 西本憲人議員。

○総務経済常任委員会委員長（西本憲人君） それでは発議案第 1 号を読ませていただ

きます。

非核 3 原則の堅持を求める意見書の提出についてです。こちらの議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

令和 8 年 6 月 19 日 提出者 大山町議会総務経済常任委員会 委員長 西本憲人です。提案理由の説明を致します。

6 月 3 日総務経済常任委員会に付託された請願第 3 号 非核 3 原則の堅持を求める意見書を貴議会から提出するよう求める請願を審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

意見書を読み上げます。

非核 3 原則の堅持を求める意見書。

非核 3 原則は、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とした、日本の国是であるとともに、平和憲法を持つ唯一の戦争被爆国としての国際公約でもあります。広島、長崎の原爆被害を知る日本国民は核兵器の廃絶を心から願っている。日本世論調査会が 2025 年 8 月に行った世論調査でも 80%が非核 3 原則は堅持すべきと回答している。又、鳥取県内のすべての市町村から平和宣言が発出されており、これらの宣言の中では「非核 3 原則の完全実施」と「核兵器の廃絶を世界に向かって訴えていく決意」が高らかにうたわれている。

しかしながら、現在、安全保障関連 3 文書の改訂に向けた議論が開始されている。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増す今日だからこそ、非核 3 原則はわが国や地域の安定を築く基盤として今後も確実に守られるべきである。

唯一の戦争被爆国である我が国は、核兵器による悲惨な状況を繰り返さないために、被爆の実相を伝え、自らが非核 3 原則を遵守し、核兵器廃絶に向けた不断的努力を続けていく使命がある。

よって、政府においては国是として非核 3 原則を堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 19 日 鳥取県大山町議会 議長 吉原美智恵。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣です。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉原 美智恵君） これから、発議案第 1 号 非核 3 原則の堅持を求める意見書の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 1 号を採決します。お諮りします。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、発議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 34 発議案第 2 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 34、発議案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 総務経済常任委員会 委員長 西本憲人議員。

○総務経済常任委員会委員長（西本 憲人君） それでは、発議案第 2 号 地方財政の充実強化を求める意見書の提出について説明いたします。

上記の議案を、別紙の通り、会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出いたします。

令和 8 年 6 月 19 日。提出者 大山町議会総務経済常任委員会委員長 西本憲人。

提案理由の説明をいたします。

6 月 3 日に総務経済常任委員会に付託された陳情第 3 号 地方財政の充実強化を求める陳情を審査した結果、採択すべきものと決したので、ここに意見書の提出を発議するものであります。

意見書を読み上げます。

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DX の推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。2026 年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027 年度政府予算及び地方財政の検討にあたっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
6. 2027年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。
7. 会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
10. 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。
11. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
12. 自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 19 日 鳥取県大山町議会 議長 吉原美智恵。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画、共生・共助）です。以上で説明を終わります。

○議長（吉原 美智恵君） これから、発議案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について 質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 2 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、発議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 35 決議案第 1 号

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 35、決議案第 1 号 ふれあい児童館の運営方針の検証を求める決議の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 教育民生常任委員会委員長 大森正治議員。

○教育民生常任委員会委員長（大森 正治君） それではふれあい児童館の運営方針の検証を求める決議の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

令和 8 年 6 月 19 日、提出者 大山町議会教育民生常任委員会 委員長 大森正治。
それでは、決議案を朗読し、提案理由を説明します。

ふれあい児童館の運営方針の検証を求める決議。

令和 8 年 3 月定例会において採択された「ふれあい児童館の開館時間継続に関する陳情」を受け、教育民生常任委員会において所管事務調査を実施した。

執行部からは、児童の安全確保等を理由として、ふれあい児童館の開館時間を 7 月から 9 月までの期間に限り 17 時 30 分まで延長する試行的運用を実施するとの説明があった。

しかしながら、委員会調査においては、利用実態や児童館が果たしている居場所機能について十分な検証が行われたとは言い難く、本件について評価及び結論に至ることは

困難であるとの認識に至った。

また、児童館は放課後児童クラブとは制度目的及び役割を異にする施設であり、そのあり方については利用児童、保護者及び地域の実情を踏まえた検証が必要である。

よって、本議会は町に対し、下記の事項について取り組まれるよう求める。
記。

1. 利用児童の保護者及び中山地域を対象としたアンケート調査等を再度実施し、子どもの居場所に対するニーズ及び実態を把握すること。また、自治会、学校関係者その他地域の関係者から聞き取りを行い、地域の実情や課題について把握すること。
2. 利用児童を対象としたアンケート調査、聞き取りその他適切な方法により、児童館での過ごし方や活動内容、児童館に求める役割及び今後のあり方について意見を把握し、検証及び評価に反映すること。
3. 実証期間中の利用人数、来館時刻、退館時刻、滞在時間、学年別利用状況、曜日別利用状況及び行事参加状況を把握し、17 時 30 分閉館による影響について検証すること。

また、実証結果のみでは十分な評価が困難である場合には、実証期間の延長や 18 時閉館による実証を含めた比較検証についても検討すること。

4. 放課後子ども教室、公民館、図書館その他の地域資源の活用可能性について検討するとともに、児童館以外も含めた子どもの居場所のあり方について地域全体の視点から検討すること。
5. 検証結果及び判断根拠を公表し、利用者及び地域住民との意見交換や説明の機会を設けること。

以上、決議する。令和 8 年 6 月 19 日 大山町議会。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（吉原 美智恵君） これから、決議案第 1 号 ふれあい児童館の運営方針の検証を求める決議の提出について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長、5 番。

○議長（吉原 美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） 決議案は見させていただきました。それで、2 つだけちょっとお聞きさせてください、確認です。

決議案の内容はすごく当たり前のことが書いてあるようですけど、この内容は執行部から説明が無かったということなんでしょうか。普通、こういった検証をして、判断根拠がある状態で、この 5 時半だったら 5 時半、6 時だったら 6 時半っていうのが出てくるんですけど、それが一切出ていなかったということなんでしょうか。判断根拠が出てなかったんですかってことが 1 個目です。

もう 1 個は、その上で 5 時半という提案が、今回回答が執行部からあったようすけ

ど、じゃあその判断根拠がない状態で5時半っていうのは、なぜ、じゃあ5時半になったっていう説明を受けたのか、お願いします。

○教育民生常任委員会委員長（大森 正治君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 12番 大森議員。

○教育民生常任委員会委員長（大森 正治君） 全くなかったわけではありません。納得できる説明がなかったと、まあ簡単に言えばそういうことですけども。あったのは、児童クラブとか他の児童館や児童クラブとの整合性を考えたとか、それから、それは今までと同じような説明ですね。その以前にもあった。

それから、17時30分にしたのはなぜかっていうのは、9月までの試行という期間ですけども、その時期の日没が大体5時半、17時30分頃だから、その安全性を考えて暗くなる前に閉館するというような説明がありました。以上です。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 5番 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） はい。全くなかったわけではないけど、納得できる説明がなかったよということで今回決議案に至ったということが理解できました。

ただですね、児童クラブ、他の児童館との整合性っていうことなんですけれども、児童クラブと児童館って違う性質のものなので、それだとその説明があったには届かないのかなっていうふうに思います。児童クラブは預けるところで、児童館は自由に出入りできるところなんで、性質が違うのかなと思いますけど、そういった議論があったかどうか教えてください。これが1個目。

9月までで、日没が5時半ってことで安全性を見てだと思いうんですけど、そもそもほとんど夏休みに被ってます。遡って、おそらくこの陳情が出た際には、夏休みはむしろ5時でもういいですよっていうようなことが確か書いてあったような覚えがあるんですよ。だから夏休みが被っている期間に5時半までって、全然どこに向けて、誰に向けての回答か全然分かんないんですけど、そういったことも議論があったんでしょうか、教えてください。

○教育民生常任委員会委員長（大森 正治君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 12番 大森議員。

○教育民生常任委員会委員長（大森 正治君） 前半の質問ですけども、それはしました。児童館というのは、あくまでも自由に出入りができる子供たちの居場所、でも放課後児童クラブはまた別なこれは機能だと、有料でもありますし、町の方で規定したとおりのものであるということで、全く別物であるというような質問をしましたけども、担当者の方からはそことの整合性も考えたというようなことがありました。

それから、なんでしたっけ、（「夏休みに被ってる・・・」と発言する者あり）ああ、夏休みですね、ごめんなさい。そこもね話をしまして、だからこそ、夏休み期間もある

ので、そこでの十分な 17 時 30 分という検証ができないではないかということから時期をね、それ以後も延長してでもそういう検証を行うべきだっていうような内容を求めているわけですね。

○議長（吉原 美智恵君） 正午になりましたが、このまま続行いたします。

○議員（5 番 西本 憲人君） 了解しました。

○議長（吉原 美智恵君） 他にありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから決議案第 1 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原 美智恵君） 起立多数です。

したがって、決議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 36 議員派遣について

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 36、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、議員を派遣することにしたと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 37 ～ 日程第 40 閉会中の継続調査について

○議長（吉原 美智恵君） 日程第 37、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について から日程第 40、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 4 件を一括議題にします。

総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原 美智恵君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出の
おり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（吉原 美智恵君） これで本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。
会議を閉じます。

令和 8 年第 4 回大山町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。お疲れ様で
した。

午後 0 時 2 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 吉原 美智恵

署名議員 池田 幸恵

署名議員 大原 広巳